

一般社団法人 電子情報技術産業協会からの事務当局による  
ヒアリング結果概要

日 時：平成23年6月14日午前11時から正午まで

場 所：法務省内会議室

参加者：赤松耕治（株式会社富士通知的財産権本部知的財産戦略室シニアディ  
レクター）

阿部行男（電子情報技術産業協会知的基盤部担当部長兼知的基盤部全  
体補佐）

榊原美紀（パナソニック株式会社渉外本部渉外グループ著作権渉外チ  
ームチームリーダー・弁護士）

清水照秋（電子情報技術産業協会知的基盤部部長代理（法務・知財担  
当）兼補償金管理室）

（五十音順・敬称略）

（事務当局側参加者につき省略）

以下の資料（別添）に基づき説明が行われた。

一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会「民法（債  
権関係）の改正に関する中間的な論点整理に対する意見」

以 上

## 民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理に対する意見

### 一、総論

パブリックコメントの手続の実施に先立ち、民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理(以下、「論点整理」)の補足説明を公表されたことは、審議の経過を理解する上で非常に有意義であります。また、このようなヒアリングの機会を与えて頂いたこととあわせ、深く謝意を表します。

以下、論点整理に対する意見を述べさせていただきます。

#### 1. 改正の方向性に対する意見

今般の民法の改正が、国民一般への分かりやすさ及び社会・経済の変化への対応、との見直しの観点を基調とされていることには賛成致します。国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を見直すことには意義があると考えます。

そのような見直しに際しましては、私ども IT・家電業界は、コンピュータシステムの高度化に伴う業務の複雑化・多様化やクラウドコンピューティングなどの新たなサービスの創出等、技術革新による急激な環境変化への対応を迫られており、さらに、グローバル競争を勝ち抜くために、製品・サービスの高品質化、低価格化、取引の迅速化・効率化を一層推進しなければならない状況にあり、私的自治の原則及び契約自由の原則の確保は極めて重要であることにご配慮頂けますようお願い申し上げます。

もちろん、「市民社会の構成員が多様化し・・・知識・情報・交渉力等において様々な格差があること」(第62.1)とされている点については、社会の一断面として示されていることは、理解できます。

しかしながら、今般の審議においては、一般法である民法においてこのような格差是正を目的とした規制を導入する方向性については反対と言わざるをえません。上記の二原則のもとで当業界の置かれた立場からは自由度の高い効率的な事業活動を行うことによって競争力の確保を目指しているところ、かかる改正の方向性については、競争力を阻害する面を有するものと考えます。

また、このような方向の法改正が必要であるとの立法事実が具体的に示されているとも考えられません。

さらに、このような行為規制的ルールを導入にあたっては、実務の実態に即した内容であることが望まれるところ、現在の実務を大きく修正することを余儀なくされる点で多大な負担となること、そして、そもそも実務慣行の修正自体が現実的ではない場合も多いと言わざるを得ません。

私法の一般法である民法によって格差是正を重視した対応を行うとすれば、努力が報われない社会として活力を失い、産業界ひいては国の競争力の低下も招くのではないかと強い懸念をもちます。

したがって、格差是正的な規制を導入することにより、わが国の IT・家電業界をはじめとする産業界の競争力を阻害し、かえって消費者等の利便性といった利益を損ないかねないことに重大な懸念をもつことから、関連する論点については、今後、関係業界や関係官庁との連携を密にいただき一

層の慎重な検討をお願いしたいと考えます。

また、上記の観点から、今後の議論においては、民法改正であることの意義を踏まえ、すでに社会経済法の分野で種々の立法（例：消費者契約法、特定商取引法、景表法、独占禁止法、不正競争防止法）が行われていることや判例理論の過度の一般ルール化への慎重な対応を含め、社会一般のコンセンサスの形成のために、十分な時間をとられるよう切に希望いたします。

## 2. 改正審議の手續に対する意見

当事者間に存在する情報力・交渉力の実質的格差といった相対的な属性の保護については民法以外の特例法で手当てがなされてきたところ、無能力や未成年といった絶対的な属性に対する保護を図ってきた民法において相対的な属性に対する保護までも規律すべきか、それとも従前どおり特例法で規律する方が望ましいのかについては、社会の構成原理のあり方にかかわることから、相対的な属性に対する保護のみならず競争力を阻害しない法制という観点も必要であり、かかる観点を反映した適切な手續保障の下で審議がなされるべきです。

したがって、学者や法曹がその大半を占める民法/法務省の枠組みだけで審議するのではなく、格差是正と競争力確保に直接関係する特例法/所管省庁において、産業界、消費者、学者/有識者の均等数での審議がデュープロセスとして要請されると考えます。

## 二、上記総論と密接に関連する論点

上記の基本的な考え方を踏まえ、以下をはじめとする関連する論点については、強い懸念を有するため、規定を設けることについては反対です。以下においては、各論点に特有の懸念を申し述べます。

### (1) 消費者/事業者に関する規定【第62】

民法に消費者ルールを取り込んだり、力関係のアンバランスに晒されている中小業者を保護する規定を新設したりすることについては、社会構成員間の格差は様々で、その状況も常に変化しており、特例法によるほうが具体的な状況に応じた柔軟な改正や運用による対応が可能であり妥当であると考えます。また、たとえば、デジタル化・ネットワーク化が進む現在では、情報・交渉力が事業者以上に高い消費者も多数存在するのではないかと考えます。

### (2) 意思表示の規定の拡充(不実表示等)・契約締結過程における説明義務、情報提供義務、沈黙による詐欺【第23、第30】

かかる規定を拡充した場合、相手方に提供するあらゆる情報の正確性の担保や不利益事実を告知しなければならないことになりかねません。しかしながら、あらゆる情報の正確性の担保まで要請されると、現在の迅速且つ円滑な取引慣行を見直さなければならなくなり、それによる時間的且つ手続的な負担はすべての取引関係者(もちろん消費者も含む)が負担することになりますが、それが社会一般から歓迎されるものとは言い難いでしょう。また、基本法に説明義務等が取り込まれることで、契約締結時に過度な説明や情報提供を一律にすることを余儀なくされ、ネット取引等、大量の取引を瞬時に行っている利便性の高い実務慣行が機能不全に陥るおそれもあります。

仮に一部の悪徳業者による被害といった立法事実があるとしても、それらについては民法の一般原則や特例法で対応することとし、多くの善良な業者や市民に無用な負担を課すような改正に

は反対です。

### (3) 約款【第27】

従来から「約款」と理解されていたものを超えて、ネット取引において一般に使用されている契約書や事業者間の契約交渉の便宜のために各種規制法の内容を踏まえた契約書の雛形についてまで広く「約款」の定義に含めることになりかねないことについては慎重な検討を要すると考えます。

広汎な約款規制を行うことにより、事業者だけでなく、利用者一般についても、迅速で簡便な取引慣行により益々発展しつつあるネット取引等は法的に不安定な状態に陥ります。そうすると、却って善良な業者になればなるほど、法的拘束力的手続的担保に神経を使うことが予想され、特段内容の適正について問題のない契約や利用者/事業者自身が個別交渉を望まない契約(ネット取引や迅速さを要請される取引等)についてまで、要件充足のための措置に対して対応しなければならなくなることは明らかですが、そのような事態は決して社会一般が望むところとは合致しないと考えます。

また、約款の組入要件については、何らかの規定をおくとしても、「契約締結までに相手方が約款を知り得る状況においている」といった要件で足りるとするなど、実態に即した対応をする必要があると考えます。

### (4) 不当条項規制【第31】

例えば、業界標準(デファクトスタンダード)の確立やパテントプール等のコンソーシアムにおいては、事業リスクを負担している当事者に有利な条件が設定されていることは多くあります(ex. 一方的契約条件の変更権、不争条項、解除・損害賠償の制限等)が、これらの条項の多くは競争法上許容されているものが多いと考えられるにもかかわらず、一般法である民法による規制の対象となる可能性があることには懸念があります。

一見不当に見える条項も、当事者を取り巻く諸般の事情(例えば、商品の特性、価格、アフターサービス、信用状況等)を加味した上で契約当事者が契約の締結を決断している場合が多く、個別詳細な実態の把握なくして判断できない以上、不当条項規制(不当の推定を招く不当条項リストの作成も含む)を設けることにも反対です。

### (5) 多数当事者型継続的契約【第60】

少数の個別の判例に基づいた規制の新設については、規制対象とする契約の範囲があいまいとなる可能性が高く、事業活動に萎縮効果をもつものとして弊害が大きく、反対です。

例えば、システム開発のために多数のソフトウェア開発業者と共通の条件で契約を締結する場合、システム構成の特性その他の諸事情から各相手方に対する対応が異なることは珍しくありません。また、事業上の理由以外の理由で異なる対応をすることも実務上は存在すると思われます。

独禁法の優越的地位の濫用のように、差別的な取扱そのものが悪いのではなく、競争阻害といった規制の必要性が別に存在しなければならないはずですが、したがって、そもそも差別的な扱いそのものを規制することに疑問があります。

規制の必要性が不明瞭な結果、規制対象を限定する要件も特段提案されていないところ、一般

的に差別的取扱いを禁じるとなれば、かえって共通の条件で多数の者と契約すること自体に慎重となり、最初から差別的取扱いをしないであろう者とだけ契約する等の弊害も生じ、結果として、多数当事者型継続的契約といった取引形態の衰退を招くことになると考えます。

以上より、異なる取扱いをした理由につき合理性があることの立証責任を負担することを求めるような規制は、法の過度な干渉といわざるを得ません。

#### (6) 複数契約の解除【第5】

密接な関連性を有する複数契約が存在する場合においては、一部の契約が解除された場合でも、他の契約を存続させることが無意味ではなく、当事者に必ずしも不利益を生じるものでもありません。むしろ、一つの契約の不履行により契約全体が解除されることによる従前の成果を反故にすることによる社会的不利益は極めて大きい場合が多いため、慎重な検討が必要と考えます。

例えば、システム開発においては、工程の作業内容の明確化、進捗程度の把握のために、要件定義→設計→開発・構築→運用・保守というように一連の工程を細分化した工程ごとの個別契約を同一当事者間で締結しており、たとえそのうちの一部の契約が解除されたとしても、その他の契約を存続させる必要性は高いことをご理解頂きたいと考えます。

### 三、その他に懸念を有する論点

必ずしも、総論の記述との関連で懸念を有する論点ではありませんが、当業界として懸念をもつ論点として以下を挙げます。(下記の論点に限定されるものではありませんので、今後論点を追加する可能性はあります。)

#### (1) 追完請求権【第2】

明文化に賛成です。明文化の際には、修補、代物との交換、代金減額等の請求権については、債権者の選択に委ねることが基本的には妥当であるとしても、追完方法が債務者にとって不合理に過大な負担となる場合には選択権が制約される旨の規定も合わせて設けて頂きたいと考えます。

売買等の瑕疵担保責任についても同様に考えます。

#### (2) 瑕疵担保責任【第39、第48】

コンピュータシステムの開発業務ではプログラムのバグを一切無くすことは事実上不可能で、引渡検収後のバグ補修が当初から想定されています。遅滞なく補修を終え、または、相当な代替措置を講じることができるときは、実務の慣行に合致すべく瑕疵に該当しない旨の確認規定を設けて頂きたいと考えます(東京地裁平成14年4月22日判決参照)。

短期期間制限については、ソフトウェア開発等を目的とした請負契約、ハードウェアの売買契約等の実務上、瑕疵担保期間を引渡時(または検収完了)から1年間とする取引慣行が定着している以上、責任期間を長期化すれば、現在の無料保証等の実務運用を混乱させるほか、長期間の責任に備えるために余分な社会コストが発生し、消費者にも最終的負担が転嫁されることから、社会全体に費用負担が生じ、不相当と考えます。

以上